

はれのひの組織体犯罪

前 島 賢 士

1 はじめに

筆者は、以前、職場仲間の下位文化に注目して、従業員窃盗（従業員が、雇用されている会社の財物を職務の過程で盗むこと）を考察した（前島、1999）。

筆者は本を出版して、銀行業界の業界イデオロギーに注目して、大手都市銀行行員の職務犯罪（出資法違反）を考察した。また、証券業界の業界イデオロギーに注目して、大手証券会社社員の職務犯罪（業務上横領の共犯と詐欺）を考察した。大手製紙会社のイデオロギーに注目して、大手製紙会社会長の職務犯罪（特別背任）を考察した。現代資本主義社会のイデオロギーに注目して、オリンパスの組織体犯罪（有価証券報告書の虚偽記載）を考察した。東芝のイデオロギーに注目して、東芝の不正会計を考察した。日本大学アメリカンフットボール部のイデオロギーに注目して、日本大学アメリカンフットボール部悪質タックル事件を考察した。これらの研究に関して詳しくは、拙著（前島、2020）を読んていただきたい。

さらに、筆者は、労働者階級のイデオロギーに注目して、食品会社社員の職務犯罪（偽計業務妨害）を考察した（前島、2021）。

本稿では、振袖の販売・貸出会社である、はれのひのイデオロギーと、はれのひの实在条件に注目して、はれのひの組織体犯罪を考察する。はれのひの組織体犯罪とは、はれのひによる詐欺である。本稿の目的は、はれのひの組織体犯罪と、はれのひのイデオロギー、はれのひの实在条件との関連の考察である。

また、本稿の考察にあたっては、新聞を資料として用いる。資料として用いる新聞は、2018年1月、2018年2月、2018年5月、2018年6月、2018年7月、2018年9月、2018年10月、2018年11月、2018年12月、2019年1月、2019年5月の朝

日新聞東京版、2018年1月、2018年2月、2018年6月、2018年7月、2018年9月、2018年10月、2018年11月、2018年12月、2019年1月、2019年5月の毎日新聞東京版、2018年1月、2018年2月、2018年6月、2018年7月、2018年8月、2018年9月、2018年10月、2018年11月、2018年12月、2019年1月、2019年5月の読売新聞東京版、2018年1月、2018年6月、2018年7月、2018年10月、2018年11月、2018年12月、2019年1月の日本経済新聞である。

なお、本稿でも、これまでの筆者の研究と同様に、ホワイトカラー犯罪を「職務犯罪 (occupational crime)」と「組織体犯罪 (organizational crime)」の二つに分けて、職務犯罪を次のように定義する。

〈組織体犯罪とは、合法的な職業についている人物が、組織の利益を目的としてその職業上を行う行為から構成される、合法的な組織を主体とする合法的な組織自体の犯罪である〉

組織体犯罪としては、公害、薬害、独占禁止法違反等があげられる。

本稿の組織体犯罪、職務犯罪の定義は、クリナードとクィニィの職務犯罪と企業犯罪 (corporate crime) の定義 (Clinard and Quinney, 1973 : 188)、コールマンの職務犯罪と組織体犯罪の定義 (Coleman, 1985 : 8)、板倉の組織体犯罪の定義 (板倉, 1988) を参考にしている。

なお、職務犯罪に関しては、次のように定義する。

〈職務犯罪とは、合法的な職業についている人物が、個人的な利益を目的としてその職業上犯す犯罪である〉

職務犯罪としては、業務上横領、従業員窃盗、収

賄等があげられる。

2 事件のあらまし

本稿においては、はれのひの詐欺を考察する。

はれのひの詐欺の事件の概略を新聞での報道からみていく。

2018年1月9日（成人の日）、新成人が予定していた着物を着られない事態が起きた。はれのひが突如店を閉じ、連絡を絶ったためである。東京都八王子市の店舗前や横浜市の式会場周辺では、多くの新成人が途方に暮れた。

帝国データバンクによると、はれのひの売上高は2016年9月期に4億8000万円と急激に伸びたが、出店に伴って固定費が増加し、2015年9月期から2期連続で赤字を計上。2017年から一部取引先に対する支払いが遅れるなど資金繰りにくるしんでいたという。

帝国データバンクによると、はれのひ株式会社は2008年10月創業、2011年3月に設立された。はれのひ株式会社の社長（以下、社長Aとする）が設立時から代表取締役で、従業員は40人。茨城県つくば市、千葉県柏市、福岡市などでも貸衣装店を展開していた。

はれのひはホームページで従業員を約50人としていたが成人の日の時点では約10人となっていた。

はれのひは従業員に賃金を支払えず、2017年8月～12月に計5回労働基準監督署からは正勧告を受けていた。はれのひは労基署に対して、成人式の時期に売り上げが伸びるとして「1月になれば収入が増加する見込みだ」と説明。ところが2017年末には「資金提供が受けられなければ、賃金が支払えず、事業活動が困難になる」と苦しい経営状況を伝えていた。

2018年1月26日、社長Aが騒動以来初めて公の場に姿を現し、「とりかえしのつかないことをした」と謝罪した。社長Aは経営状態が悪化していった背景も説明した。「昨年〔2017年〕4月、仕入先への支払いが通常通りいかなかった」。一時は6店舗展開したが、事業の拡大で「人件費のコストがかさんだ。売り上げ減少に歯止めがかからなかった」。

はれのひは、2018年1月に破産手続き開始が決定。新成人らの契約代金約3億4000万円を含め、

負債総額は計10億8500万円に上った。

2018年6月23日、県警は、はれのひが決算を粉飾するなどし、銀行（以下、A銀行とする）から融資を詐取したとして、社長Aを詐欺容疑で逮捕した。

2018年7月13日、地検は、はれのひが決算を粉飾するなどし、銀行から融資をだまし取っていたとして、社長Aを詐欺罪で起訴した。

2018年7月18日、県警は、別の銀行（以下、B銀行とする）からも融資金をだまし取ったとして、社長Aを詐欺の疑いで再逮捕した。

2018年8月7日、地検は、社長Aを詐欺罪で追起訴した。起訴状では、社長Aは2016年8月、実際には債務超過に陥っているにもかかわらず、黒字とみせかけた2015年9月期の決算書などをB銀行に提出し、2016年9月、融資金約3000万円をだまし取ったとされる。社長Aは虚偽の2015年9月期決算書などをA銀行に提出し、融資金3500万円をだまし取ったとして既に起訴されていた。

2018年12月19日の地裁の判決によると、社長Aは2015年9月期決算で債務超過を隠すなどして、2016年9月にA銀行から3500万円、B銀行から約3000万円をだまし取った。社長Aは2016年9月、売り上げを5000万円水増しする形で債務超過を隠した2015年9月期決算などを銀行2行に示し、返済能力がないのに融資金計約6500万円を詐取した。

2018年10月5日、決算を粉飾するなどして銀行から融資をだまし取ったとして詐欺罪に問われた社長Aの初公判が、地裁であった。社長Aは「間違いありません」と起訴内容を認めた。

2018年11月20日、決算を粉飾するなどし、銀行から融資をだまし取ったとして詐欺罪に問われた社長Aの公判が地裁であった。検察側は「犯行は計画的かつ巧妙で悪質」などとして、懲役5年を求刑した。

2018年12月19日、銀行から融資をだまし取ったとして詐欺罪に問われた社長Aの判決公判が地裁であった。裁判長は「経営者として一線を大きく踏み越えた」として、懲役2年6カ月を言い渡した。地裁の判決は、社長Aが独善的な経営で財務の行き詰まりを招きながら、ほかの会社も多かれ少なかれやっているなどと考え、虚偽の決算書類を示して融資を引き出したと指摘した。裁判長は「独善的で

甘い見通しによる経営判断で財務状況の逼迫を招き、経理担当者らに虚偽の決算報告書などを作成させた」と指摘した。裁判長は判決で、金融機関への弁済について「被害回復の見込みはない」と指摘。「経理担当者らに虚偽の決算報告書を作成させ、強い非難に値する」と述べた。

2019年1月1日、決算を粉飾するなどし、銀行から融資金をだまし取ったとして詐欺罪に問われ、地裁で懲役2年6カ月の判決を受けた社長Aが判決を不服として高裁に控訴した。

2019年5月24日、決算を粉飾したうえで銀行の融資を受けたとして詐欺罪に問われた社長Aの控訴審判決が高裁であった。裁判長は懲役2年6カ月とした地裁判決を支持し、被告側の控訴を棄却した。裁判長は「会社の経営のための犯行で、被害回復の見込みがない」と指摘した。被告側は控訴審で「1審判決は重すぎる」と主張していた。

3 正当化

ホワイトカラー犯罪の研究においては、犯罪者による正当化もしくは中和化、合理化に注目したものが多く、コールマンのホワイトカラー犯罪の研究 (Coleman, 1994 : 訳書270-279)、フリードリクススのホワイトカラー犯罪の研究 (Friedrichs, 1996 : 359-361)、グリーンズの職務犯罪の研究 (Green, 1997 : 77-81)、新田のホワイトカラー犯罪の研究 (新田, 2001 : 69-74)、ロソフとポンテルとティルマンのホワイトカラー犯罪の研究 (Rosoff and Pontell, Tillman, 2014 : 訳書956-958)。本稿でも、犯罪者による正当化に注目する。

社長Aの裁判においても、犯行の正当化がみられる。

本稿では、クレッシーの横領犯の合理化の考察 (Cressey, 1953 : 93-138)、サイクスとマツアの中和の技術の考察 (Sykes and Matza, 1957)、マツアの中和の考察 (Matza, 1964)、スコットとライマンの釈明 (弁解と正当化) の考察 (Scott and Lyman, 1968)、ヒューイットとストークスの事前否認の考察 (Hewitt and Stokes, 1975)、コールマンのホワイトカラー犯罪における正当化の考察 (Coleman, 1994 : 訳書270-279) を参考にして「正当化」を次のように定義する。

〈正当化とは、社会や集団からの制裁を和らげやすい動機の戦略的な表明もしくは内面化である〉

この場合の社会や集団は国家から産業、業界、企業、職場集団までを含む。集団の成員には正当化を行う本人自身も含まれる。制裁には国家の刑罰から、社会からの非難、業界団体が自主的に課す制裁、会社からの懲戒処分、職場仲間からの非難、そして、正当化を行う本人自身の良心の呵責まで含まれる。犯罪行為を犯す者は自他からの制裁を和らげるために正当化を行う。正当化は、自他からの制裁という犯罪の統制要素を弱める。正当化によって犯罪は促進される。

新聞で報道された、裁判における被告人質問での社長Aの語りから、社長Aによる犯行の正当化をみしてみる。

社長Aは被告人質問で詐欺事件について「赤字だと融資を受けられるかわからないので税理士にお願いして決算書を赤字から黒字にしてもらった」と説明。「銀行、取引先、お客さまに対し、思い上がった経営でこのような事件を起こしおわびします」と頭を下げた (朝日新聞東京版2018年11月20日夕刊より)。

社長Aは被告人質問で、「未熟な思い上がった経営だった」と謝罪した (朝日新聞東京版2018年11月21日朝刊より)。

社長Aは被告人質問で、店舗を増やせば売上げが伸びると考えたが、経営が自転車操業に陥ったと説明。融資は経営を立て直すため、「赤字だと融資を受けられるかわからず、決算書を赤字から黒字にした」と述べた (毎日新聞東京版2018年11月21日朝刊より)。

社長Aは被告人質問で、「私の思い上がった経営が、取引先や銀行に多大な被害を与えて申し訳ない」と謝罪した (読売新聞東京版2018年11月20日夕刊より)。

社長Aは被告人質問で、経営破綻を招いた理由について「夢とか理想ばかり追いかけた」と述べた (読売新聞東京版2018年11月21日朝刊より)。

また、社長Aは法廷で次のように述べた。

「店舗が増えれば収益が上がると思った」。法廷に立った社長Aは無謀な店舗拡大の理由をこう語った。しかし、店が増えると経費も膨らみ、自転車操

業状態に。税理士から財務状況の報告を受けていたが「経理が苦手だと思っていなかった」と釈明した（日本経済新聞2018年12月19日夕刊より）。

以上みてきたように、社長Aは、自身の犯行を「思い上がった経営だった」と正当化している。そして、「思い上がった経営だった」という正当化によって、社長Aは社会からの非難を和らげようとし、社長A自身の良心の呵責を和らげようとしている。

4 正当化のよりどころである拡大主義

以上みてきた「思い上がった経営だった」という社長Aの正当化は、はれのひのイデオロギーである拡大主義をよりどころにしている。はれのひのイデオロギーである拡大主義は、はれのひのワンマン経営者だった社長Aが持っていたイデオロギーでもあった。

なお、拡大主義という資本家階級のイデオロギーをみる前に、イデオロギーに関して論述しておく。

マルクスのイデオロギー論（Marx und Engels, [1845-1846] 1958：訳書22）とエンゲルスのイデオロギー論（Engels, [1878] 1962：訳書99）、マンハイムのイデオロギー論（Mannheim, 1931：訳書154-155）、アルチュセールのイデオロギー論（Althusser, 1965：訳書415）、イーグルトンのイデオロギー論（Eagleton, 1981：訳書190-191, 1990：訳書136-137, 1991：訳書56-57, 315, 2003a：83-84）を参考にして、筆者はイデオロギーを次のように定義する。

〈イデオロギーは、人間が自らの実在条件との関係をどのように生きるかというその方法を「地図」という形で表明する行為遂行的言説である〉

なお、アルチュセールのイデオロギー論に関しては、詳しくは拙稿（前島, 2007）と拙著（前島, 2020：171-176）を参照願いたい。また、イーグルトンのイデオロギー論に関しても、詳しくは拙稿（前島, 2007）と拙著（前島, 2020：179-184）を参照願いたい。

イデオロギーは、人間が自らの実在条件との関係をどのように生きるかというその方法を表明し、人間自身に対して自分の生きる道を示すような「地

図」を提供する。また、イデオロギーは、呪いや説得、祝福といった何かことをなす言語行為である行為遂行的言説に属するものである。

先ほどみた犯罪の正当化とイデオロギーとの関連を考察すると、次のようになる。犯罪を行なう者は、その犯罪に関して、社会のイデオロギーをよりどころとした正当化を行なって、社会からの制裁、非難を和らげる。さらに、行為者自身も社会に属する者であるから、行為者自身の良心の呵責も弱める。社会のイデオロギーは、正当化を通して、自他からの制裁という犯罪の統制要素を弱める。例えば、脱税を行う者は「税金を払っても、無駄な公共事業に使われるだけだ」という正当化を行う。この正当化は、政府の財政政策に対する国民的な批判意識という社会のイデオロギーをよりどころとする。脱税を行う者は、脱税に関して、国民的な批判意識をよりどころとした正当化を行なって、社会からの非難を和らげる。さらに、行為者自身の良心の呵責も弱める。

以上、イデオロギーに関して論述してきたので、次に、「思い上がった経営だった」という社長Aの正当化のよりどころである社長Aが持っていた拡大主義という資本家階級のイデオロギーを考察していく。

資本主義社会においては、資本家は拡大主義という資本家階級のイデオロギーを持っている。資本家は絶えず、自らの資本（企業）を拡大しようとするイデオロギーを持っている。また、資本主義は労働者が貧困に苦しんでいたとしても拡大しようとするシステムである。また、資本主義は地球環境に悪影響を及ぼしても拡大しようとするシステムである。資本家の拡大主義は止まることを知らない。また、ベンチャー企業の経営者（資本家）は、拡大主義という資本家階級のイデオロギーを持つ者の典型である。

社長Aも資本家として、拡大主義という資本家階級のイデオロギーを持っていた。

破産申立書によると、はれのひは2014年9月期、2015年の決算では最終（当期）利益を上げていたが、2016年9月期決算で約1億5000万円の特別損失を計上し、過去の売り上げ・在庫などの過大計上を修正した。これで新規の借入れが困難になり、資金繰りが窮迫。2014年以降に5店舗を相

次いで開設したことで支出増が重なり、業績が悪化したとみられる（毎日新聞東京版2018年6月24日朝刊より）。

社長Aは、はれのひ創業前、各地の呉服店やアパレル業界で働いていた。2008年に呉服業界など向けの経営コンサルティング業を始め、その後、着物のレンタルと販売を手掛けるようになった。社長Aについて、東京都八王子市の呉服店の男性店主（70）は、「着物の知識はあまりなかったが、従業員に厳しい口調で指導していた」と語った。別の元呉服店店主の男性も「物言いがきつい方で、従業員への指導もスパルタ的に見えた」と話した（読売新聞東京版2018年1月27日朝刊より）。

以上から、はれのひが、社長Aによるワンマン経営の会社であったことが分かる。

破産管財人によると、はれのひは2011年の設立以降、神奈川県内で2店舗を営業。2015年頃から規模拡大を図り、柏市の店舗は2016年11月、6店舗目としてオープンさせた。しかし、2016年の決算で、会計監査法人から売り上げの水増しを指摘され、修正したため、大幅な損失を計上。金融機関からの資金借入れが困難となり、資金繰りに行き詰まったという（読売新聞東京版2018年6月23日夕刊より）。

社長Aが、A銀行に粉飾決算の財務書類を提出した上で「新規の店舗を出せば出すほどもうかる」などと実態と異なる説明をしていたことが捜査関係者への取材で分かった（読売新聞東京版2018年6月25日夕刊より）。

社長Aは着物販売大手会社で営業マンを務めてノウハウを取得した後、コンサルタントとして独立した。着物販売大手会社の社長は「おとなしくて真面目。説明が分かりやすく仕事はできる印象だった」と振り返る。コンサルでは名簿を基に電話をかける営業スタイルで顧客の業績を上げていく。当時を知る関係者は「私の言うとおりにやれば実績が出ますと強気だった」と話す。その後「一生に一度の事に携われるのが良いと思った」として自らも成人式の振り袖販売・レンタル業に乗り出した。信用調査会社などによると、社長Aは2011年、はれのひの前身会社を設立し、横浜市、神奈川県横須賀市、福岡市、東京都八王子市、茨城県つくば市などに次々と新規出店した。株式上場と100店舗展開という目標

を掲げる一方で、資金繰りが悪化、取引先への支払いが滞り、従業員の給料未払いも常態化した。債権者集会の説明資料によると、2014年9月期末に約4900万円だった借入金は、2016年9月期末には約4億3700万円に膨らんだ。2016年9月期決算では、売上高の架空計上などを修正した結果、1億5000万円超の特別損失も計上し、銀行からの新規融資を受けることが困難となった。2017年に予定していた相模原市への進出を取りやめた頃には、従業員からの給料遅配の相談が労働基準監督署に寄せられ、是正勧告も受けた。破産管財人の弁護士は「消費者から代金をかなり早く受け取るような業態には適さない企業だった」と指摘している（日本経済新聞2018年6月24日朝刊より）。

破産管財人によると、はれのひは最初の店を出店してから約4年間で計6店舗に急拡大したため、出店経費や人件費などで資金繰りが悪化。2016年9月期決算で水増しを修正した結果、特別損失を計上し、銀行からの新規融資が困難になった（日本経済新聞2018年6月25日朝刊より）。

以上みてきたように、社長Aは拡大主義という資本家階級のイデオロギーを持っていた。そして、はれのひは、社長Aによるワンマン経営の会社であり、社長Aの持っていた拡大主義を止める人物は会社内にはいなかった。はれのひは拡大主義というイデオロギーの下で経営がなされた。

社長Aは、振袖の販売・貸出会社である、はれのひの店舗を急速に増やしていった。しかし、呉服業界自体は成長が止まり、縮小へと向かう業界であった。

関係者によると、はれのひは2012年に店舗を初開設し、2015年以降、4店舗を相次いでオープンさせ、100店舗を目指していた。同業者は「若年人口が減少し、拡大方針はあり得ない」と指摘する（読売新聞東京版2018年1月10日朝刊より）。

業界を少子化の波が洗う。総務省の統計で新成人女性は1970年には123万人だが2018年60万人で半減。市場調査を手がける矢野経済研究所によると和服の小売市場規模も2008年の約4065億円から2016年は2785億円に縮んでいる。業界誌を発行する「きものと宝飾社」の編集長によると近年は振り袖関連が和服の約4分の1を占める。「買ったたり借りたりしてくれる客が成人式で毎年確実に現れる。

割引や高校生向けイベントで先手を打つのは珍しくありません」（毎日新聞東京版2018年1月11日朝刊より）。

「晴れ着」として若い女性らに親しまれる一方、少子化による新成人の減少などで呉服の市場規模は縮小している。経済産業省が2015年6月にまとめた報告書によると、呉服小売額は1975年ごろの約1兆8000億円をピークに、2013年は約3000億円と6分の1に減った（日本経済新聞2018年1月21日朝刊より）。

適正な価格が分からない消費者につけ込み、高額商品を売りつけようとする呉服業界の体質が残る。振り袖でも品質などで価格は大きく変わる。平均購入金額は36万円程度だが、100万円を超える商品もある。はれのひは平均販売価格が45万円と比較的高額な商品が多かった。不透明な商慣習が消費者に不信を植え付け、呉服市場は減少が続く。1980年代に約1兆8000億円に達したのをピークに2017年には6分の1となる3000億円弱にまで落ち込んだ。市場の縮小がかえって高額商品にしがみつく悪循環にもつながった（日本経済新聞2018年1月27日朝刊より）。

業界関係者によると、和服市場の縮小や少子化を背景に、成人式を2年以上先に控えた若者をターゲットにした勧誘競争が激化している（読売新聞東京版2018年8月7日夕刊より）。

以上のように、縮小していく呉服業界において、社長Aも資本家として、拡大主義という資本家階級のイデオロギーを持ち、はれのひの店舗を急速に増やしていった。縮小する市場において、店舗を拡大することは矛盾している。縮小する市場において、店舗を拡大することは現実には無理なことである。少し冷静に考えれば、現実には無理なことは分かるものである。しかし、拡大主義という資本家階級のイデオロギーの力は大きい。社長Aは被告人質問で、経営破綻を招いた理由について「夢とか理想ばかり追いかけた」と述べた。社長Aは現実を忘れて、夢や理想を追いかけた。これほど、拡大主義というイデオロギーの力は大きい。社長Aは拡大主義というイデオロギーを持ち、はれのひの店舗を急速に増やしていった。

本稿では、拡大主義を次のように定義する。

〈拡大主義とは、現実的な制約を軽視して、拡大を重視する資本家階級のイデオロギーである〉

資本家階級は拡大主義というイデオロギーを持っている。社長Aも資本家階級に属していたことから、拡大主義というイデオロギーを持っていた。はれのひは社長Aのワンマン経営の会社だったため、社長Aを止める人物は会社内には誰もいなかった。社長Aの持っていた拡大主義というイデオロギーは、はれのひのイデオロギーであった。そして、社長Aは、犯行に関して、拡大主義をよりどころとした「思い上がった経営だった」という正当化を行ったのである。

5 拡大主義の実在条件

第4章でみたように、イデオロギーは人間が自らの実在条件との関係をどのように生きるかというその方法を「地図」という形で表明する行為遂行的言説である。

ここでは、社長Aが持っていた拡大主義というイデオロギー、また、はれのひが社長Aのワンマン経営の会社だったことから、はれのひのイデオロギーであった拡大主義というイデオロギーを理解するために資本家階級の実在条件をみしてみる。

マルクスは、資本家に関して、次のように論じている。

「あの流通の客観的内容—価値の増殖—が彼の主観的目的なのであって、ただ抽象的な富をますます多く取得することが彼の操作の唯一の起動的動機であるかぎりでのみ、彼は資本家であって、または人格化された意志と意識とを与えられた資本として、機能するのである」（Marx（〔1867〕1962）、訳書：200）。

資本家とは、人格化された資本である。

そして、マルクスは、資本に関して、次のように論じている。

「資本としての貨幣の流通は自己目的である。というのは、価値の増殖は、ただこの絶えず更新される運動のなかだけに存在するのだからである。それだから、資本の運動には限度がないのである」（Marx（〔1867〕1962）、訳書：198）。

また、マルクスは、資本に関して、次のように論

じている。

「生産手段は、労働者によって彼の生産的活動の素材的要素として消費されるのではなく、労働者を生産手段自身の生活過程の酵素として消費するのであり、そして、資本の生活過程とは、自分自身を増殖する価値としての資本の運動にはかならないのである」(Marx ([1867] 1962), 訳書：408)。

以上、マルクスは価値増殖との関係から、資本を論じたが、マルクスは、以下のように、価値増殖とは異なる視点から資本を論じている、

「生産過程のなかでは資本は労働にたいする、すなわち活動しつつある労働力または労働者そのものにたいする指揮権にまで発展した」(Marx ([1867] 1962), 訳書：407)。

以上みたマルクスの論述は、労働力指揮権との関係から、資本を論じたものである。

マルクスの資本の考察に基づき、宇野は資本に関して、次のように論じている。

「価値の自己増殖をなす運動体としての資本の規定は、マルクスによって始めて明らかにされたものである」(宇野, 1964：87)。

以上、マルクスと宇野の資本に関する論述をみてきた。マルクスや宇野によれば、資本は自己増殖する価値の運動体である。資本は増殖を内在している。換言すれば、資本は拡大を内在している。

飯田は、資本の論理を考察している。

「終わりなき自己増殖（無限の剰余価値の追求と獲得）、生産のための生産、蓄積のための蓄積、そして運動それ自体の継続性の確保、これが資本の論理の内容である」(飯田, 2016：76)。

資本の論理の中に自己増殖が含まれる。換言すれば、資本の論理の中に拡大が含まれる。

社長Aを含めた資本家階級の実在条件は、資本が自己増殖する価値の運動体であり、資本が拡大を内在していることである。資本が自己増殖する価値の運動体であり、資本が拡大を内在していることから、資本家は拡大主義という資本家階級のイデオロギーを持つ。社長Aも資本家階級に属することから、拡大主義という資本家階級のイデオロギーを持つ。

また、はれのひは社長Aのワンマン経営の会社だったことから、はれのひのイデオロギーも拡大主義というイデオロギーである。資本が自己増殖する

価値の運動体であり、資本が拡大を内在しているということは、はれのひが社長Aのワンマン経営の会社ゆえに、はれのひの実在条件でもある。

こうして、社長Aは、犯行に関して、拡大主義をよりどころとした「思い上がった経営だった」という正当化を行ったのである。

仮定の話ではあるが、はれのひが社長Aのワンマン経営の会社でなければ、資本が自己増殖する価値の運動体であり、資本が拡大を内在しているも、呉服業界が縮小していることを考慮する会社内の人物が急速な出店を止めていたであろう。はれのひが拡大主義というイデオロギーを持つことはなかったであろう。はれのひが社長Aのワンマン経営の会社であったがゆえに、資本が自己増殖する価値の運動体であり、資本が拡大を内在していることが露骨に、前面に現れて、はれのひは拡大主義というイデオロギーを持つことになった。

6 意志

本稿では、アルチュセールのイデオロギー論に基づいてイデオロギーを定義した。アルチュセールはイデオロギーを次のように考察している。

「人間はイデオロギーにおいて、自らの実在条件との関係を表明するのではなくて、自らの実在条件との関係をどのように生きるか、というその方法を表明するのであって、その場合、前提とされるのは、現実上の関係と同時に、『体験上』、『想像上』の関係である。そこで、イデオロギーとは、人間と自らの『世界』との関係の表明であり、言いかえると、自らの現実の実在条件にたいする、現実上の関係と想像上の関係との（重層的に決定された）統一体なのである。イデオロギーにおいては、現実上の関係が不可避に想像上の関係のなかにつまれている。というのは、想像上の関係は、現実を表現している以上に、意志（保守的な、順応的な、改革的な、あるいは革命的な）、さらにまた、希望あるいは郷愁でさえも表明しているのだから」(Althusser, 1965：訳書415)。

アルチュセールのイデオロギー論で注目されるのは意志に言及している点である。アルチュセールによれば、イデオロギーは意志を内蔵している

ここで、意志に関して考察してみる。カントは意

志に関して次のように論じている。

「意志は、生命をもつ存在者が理性を具えている限り、かかる存在者に属する一種の原因性である。また自由は、この種の原因性一すなわちこれらの存在者を外的に規定するような原因にかかわりなく作用し得るという特性である。(中略) 意志の自由は、自律一すなわち自分が自分自身に対して法則であるという、意志の特性をほかにして、いったいなんであり得るだろうか」(Kant, 1785: 訳書140-141)。

また、カントは意志に関して次のようにも論じている。

「意志のいかなる規定根拠も、普遍的立法という単なる形式以外の規定根拠では、意志に対して法則となり得ないとすれば、かかる意志は現象の自然法則一すなわち継起する現象を支配するところの原因性の法則にいささかもかかわりがなく考えられねばならない、そしてこのように自然法則にまったくかかわりがなくということは、最も厳密な意味における一換言すれば、先験的意味における自由と呼ばれる」(Kant, 1788: 訳書68-69)。

ショーペンハウアーは意志に関して次のように論じている。

「実際、いっさいの目標がないということ、いっさいの限界がないということは、意志そのものの本質に属している。意志は終わるところを知らぬ努力である」(Schopenhauer, 1819: 訳書366)。

エンゲルスは意志に関して次のように論じている。

「意志の自由とは、事柄についての知識をもって決定をおこなう能力をさすものにほかならない」(Engels, [1878] 1962: 訳書118)。

テンニースは意志に関して、次のように論じている。

「意志とは、対象そのものと結びつき、それに対応する活動への傾向であり準備である」(Tönnies, 1887: 訳書173)。

イーグルトンは意志に関して、次のように論じている。

「欲望が支配しにくいのに対し、意志は支配そのものである。恐ろしいほど容赦のない衝動であって、たじろぐことや抑制を知らず、皮肉や自己不信もない。ひたすら世界への欲望を露わにするから、崇高な怒りに駆られて世界を粉々にすりつぶし、満

足を知らぬ胃に世界を詰め込む。意志は自分が見るものをすべて愛するように見えるが、密かに愛しているのは自分自身である」(Eagleton, 2003b: 訳書228)。

また、イーグルトンは意志に関して次のようにも論じている。

「中産階級社会が、まだ誕生したばかりで活気に溢れ、敵に対する勝利に酔いしれ、衰えを知らぬエネルギーに満ち溢れて意気軒昂であったころ、全能の意志に対する信頼感には限りがないものがあつた。その崇高な力を超えるものはないかに思われた。このイデオロギーを損なうことなくいまに伝えているのがアメリカン・ドリームである。このドリームにとっては、何であれ、あなたがそれに集中して意欲的でありさえすれば、不可能なことは何もない」(Eagleton, 2005: 訳書161-162)。

さらに、イーグルトンは意志に関して次のように論じている。

「意志を礼賛するのはアメリカという国が特徴とするものだ。天井知らず、決して不可能なんていうな、その気になればなんでもできる、望むものなんにでもなれる。これがアメリカン・ドリームと呼ばれる妄想なのだ。一部のアメリカ人にとってCワード〔口にしてはいけないタブー語〕は『キャント』(can't)である。アメリカでは消極性は思想犯罪とみなされることがよくある」(Eagleton, 2009: 訳書176)。

続けて、イーグルトンは意志に関して次のように論じている。

「意志も、みずからに対して法としてふるまう。全能の神とは異なり、この意志は、事物に支配権をふるう行為のなかで、事物から、その独立した生を圧殺しかねない。みずからのなかに、みずからの根拠と目的とをたずさえている意志という考え方、また恣意的でもなければ非合理的でもないものの、理性に先立つ力(なにしろ、それには、なすべきことをなすという生来の傾向がそなわっていて、いちいち理屈を必要としない)という考え方、これはすでにスコトゥス〔13世紀のスコットランドの哲学者〕のなかに存在している」(Eagleton, 2012: 訳書29)。

最後に、イーグルトンは意志に関して次のように論じている。

「意志とは、全能の神に取って代わる近代の産物である。男女ともに、意志の力によって、りっぱなことを成し遂げられるが、しかし、ピューリタンの人びとにとって、男女ともに悪魔の策略に屈しがちであって、りっぱなことを成し遂げるには、とにかく人間は、つねに、尻をたたかれ、拍車をかけられ、唱導され、助言され、説教され、道徳的に威嚇されつづけねばならない」(Eagleton, 2013: 訳書 140-141)。

以上みてきたカントの意志論、ショーペンハウアーの意志論、エンゲルスの意志論、テンニースの意志論、イーグルトンの意志論に基づき、筆者は意志を次のように定義する。

〈意志とは、自由、自律、無制限を特徴とする人間の創造能力である〉

意志は自由で、自己自身のみを原則としている、つまり、自律的である。自律は自己自身のみへの固執、他者に対する押しの強さをもたらす。従って、意志は自己自身のみで固執するもの、他者に対する押しの強さを持つものである。

アルチュセールはイデオロギーには意志が含まれていると論じた。社長Aが持っていた資本家階級のイデオロギーである拡大主義は意志そのものである。

拡大主義とは、現実的な制約を軽視して、拡大を重視する資本家階級のイデオロギーである。拡大は人間の創造能力の表れである。また、拡大主義は現実的な制約を軽視する。意志は無制限を特徴とする。現実的な制約は、無制限を前にして軽視される。

社長Aに関して、「着物の知識はあまりなかったが、従業員に厳しい口調で指導していた」、「物言いがきつい方で、従業員への指導もスパルタ的に見えた」と言われているが、これは、社長Aが拡大主義を持ち、強い意志を持っていたことをうかがわせることである。

また、はれのひは、株式上場と100店舗展開という目標を掲げていたが、これも、社長Aが拡大主義を持ち、強い意志を持っていたことをうかがわせることである。

縮小していく呉服業界という現実的な制約も、拡

大主義というイデオロギー、無制限を特徴とする意志の前では軽視される。縮小する市場において、店舗を拡大することは、少し冷静に考えれば、現実には無理なことは分かるものであるが、拡大主義、意志の前では忘れ去られてしまう。まさに、決して不可能なんていうな、その気になればなんでもできる、望むものなんにでもなれるということになる。「できない」といった消極的な言葉は出してはいけなくなる。「意志あるところに道がある」として、意志のみが前面に出て、現実が見えなくなる。社長Aは被告人質問で、経営破綻を招いた理由について「夢とか理想ばかり追いかけた」と述べたが、拡張主義、意志の下、夢や理想ばかり追いかけることになる。

以上のように意志は現実を見えなくするものである。体育会やベンチャー企業など意志を強調する組織がある。体育会もベンチャー企業も厳しい勝ち負けの世界にいることから、意志を強調していかなければならないことにも妥当性がある。しかし、現実が見えなくなるとは組織はなくなってしまふ。はれのひも、現実が見えなくなって、なくなった組織だった。

意志は、自由、自律、無制限を特徴とする人間の創造能力であり、それ自体は人間や社会に進歩をもたらす。この点ではポジティブなものである。その一方で、意志によって現実がみえなくなってしまふ。この点ではネガティブなものである。意志の持つポジティブとネガティブに関してどのようにすれば良いのだろうか。

そのヒントは、エンゲルスの意志の考察にある。エンゲルスは「意志の自由とは、事柄についての知識をもって決定をおこなう能力をさすものにほかならない」と論じている。エンゲルスはマルクスと共に19世紀の政治や経済が激動する時代を潜り抜けた人物である。エンゲルスは、その政治活動の中で、意志の持つポジティブとネガティブを経験している。従って、エンゲルスは、意志が現実を見えなくするネガティブな面を除くため、意志に関して、「事柄についての知識をもって決定をおこなう」と論じた。事柄、即ち、現実を無視する冒険主義的な面をエンゲルスは否定するのである。意志は、あくまで、現実を熟慮した上に存在しなければならない。従って、エンゲルスは「意志の自由とは、事柄

についての知識をもって決定をおこなう能力をさすものにほかならない」と論じている。

はれのひにおいて、社長Aが拡大主義を持ち、強い意志を持ち、現実が見えなくなっていく中で、現実を見て、社長Aに諫言する人物が、はれのひの中にいたならば、はれのひはなくなることはなかっただろう。意志は、あくまで、現実を熟慮した上に存在しなければならぬものである。

7 まとめ

本稿の目的は、はれのひの組織体犯罪と、はれのひのイデオロギー、はれのひの实在条件との関連の考察であった。

はれのひの組織体犯罪（詐欺）は、「思い上がった経営だった」というはれのひ株式会社の社長である社長Aの正当化によって促進された。この正当化は社長Aが持っていた資本家階級のイデオロギーである拡大主義、はれのひが社長Aのワンマン経営の会社だったことから、はれのひのイデオロギーでもあった拡大主義というイデオロギーをよりどころとした。また、拡大主義というイデオロギーは、社長Aを含めた資本家階級の实在条件であり、はれのひが社長Aのワンマン経営の会社だったことから、はれのひの实在条件でもあった、資本が自己増殖する価値の運動体であり、資本が拡大を内在していることによってもたらされた。

はれのひの实在条件、はれのひのイデオロギーは、正当化を通して、自他からの制裁という犯罪の統制要素を弱めた。

参考文献

- Althusser, L. (1965) *Pour Marx*, Maspero. (河野健二・田村俣・西川長夫訳『マルクスのために』平凡社, 1994年。)
- Clinard, M.B. and R.Quinney (1973) *Criminal Behavior Systems*, 2nd ed., Holt, Rinehart and Winston.
- Coleman, J.W. (1985) *The Criminal Elite*, St.Martin's Press.
- Coleman, J.W. (1994) *The Criminal Elite*, 3rd ed., St.Martin's Press. (板倉宏監訳『犯罪 くクリミナル〉エリート』シュプリングー・フェアラー東京, 1996年。)
- Cressey, D.R. (1953) *Other People's Money*, The Free Press.
- Eagleton, T. (1981) *Walter Benjamin or Towards a Revolutionary Criticism*, Verso. (有満麻美子・高井宏子・今村仁司訳『ワルター・ベンヤミン』勁草書房, 1988年。)
- Eagleton, T. (1990) *The Ideology of the Aesthetic*, Basil Blackwell. (鈴木聡・藤巻明・新井潤美・後藤和彦訳『美のイデオロギー』紀伊國屋書店, 1996年。)
- Eagleton, T. (1991) *Ideology*, Verso. (大橋洋一訳『イデオロギーとは何か』平凡社, 1999年。)
- Eagleton, T. (2003a) *The Sweet Violence*, Blackwell. (森田典正訳『甘美なる暴力』大月書店, 2004年。)
- Eagleton, T. (2003b) *After Theory*, Penguin Books. (小林章夫訳『アフター・セオリー』筑摩書房, 2005年。)
- Eagleton, T. (2005) *Holly Terror*, Oxford University Press (大橋洋一訳 (2011)『テロリズム 聖なる恐怖』岩波書店)。
- Eagleton, T. (2009) *Reason, Faith and Revolution*, Yale University Press (大橋洋一・小林久美子訳『宗教とは何か』青土社, 2010年。)
- Eagleton, T. (2012) *The Event of Literature*, Yale University Press. (大橋洋一訳『文学という出来事』平凡社, 2018年。)
- Eagleton, T. (2013) *Across the Pond*, W.W.Norton. (大橋洋一・吉岡範武訳『アメリカ的, イギリス的』河出書房新社, 2014年。)
- Engels, F. ([1878] 1962) *Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 20*, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag. (大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集第20巻』(『反デューリング論』)大月書店, 1968年。)
- Friedrichs, D.O. (1996) *Trusted Criminals*, Wadsworth (藤本哲也監訳『ホワイトカラー犯罪の法律学』シュプリングー・フェアラー東京, 1999年。)
- Green, G.S. (1997) *Occupational Crime*, 2nd ed.,

- Nelson-Hall.
- Hewitt, J.P. and Stokes, R. (1975) "Disclaimers," *American Sociological Review*, Vol.40, No.1, pp. 1-11.
- 飯田和人 (2016) 「近代的企業システムとしての資本」 飯田和人・高橋聡・高橋輝好『現代資本主義の経済理論』日本経済評論社, 59-82頁。
- 板倉宏 (1988) 「組織体犯罪研究の現状と展望」『犯罪社会学研究』第13号, 19-41頁。
- 前島賢士 (1999) 「従業員窃盗の研究」(『大学院研究年報文学研究科篇』(中央大学大学院) 第28号, 161-171頁。
- 前島賢士 (2007) 「住宅業界の業界イデオロギーとしての営業重視主義の研究」『桐朋学園大学研究紀要』第33号, 129-139頁。
- 前島賢士 (2020) 『日本のホワイトカラー犯罪』学文社。
- 前島賢士 (2021) 「食品会社社員の職務犯罪」(『中央大学経済研究所年報』第53号 (1), 133-154頁。
- Mannheim, K. (1931) "Wissenssoziologie," *Handwörterbuch der Soziologie*, herausgegeben von Alfred Vierkandt. (秋元律郎訳「知識社会学」秋元律郎・田中清助訳『知識社会学』青木書店, 1973年。).
- Marx, K. ([1867] 1962) *Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 23*, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag. (大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス=エンゲルス全集第23巻第1分冊』(『資本論 I a』) 大月書店, 1965年。).
- Marx, K. und Engels, F. ([1845-1846] 1958) *Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 3*, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag. (大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス=エンゲルス全集第3巻』(『ドイツ・イデオロギー』) 大月書店, 1963年。).
- Matza, D. (1964) *Delinquency and Drift*, Wiley John & Sons. (非行理論研究会訳『漂流する少年』成文堂, 1986年。).
- 新田健一 (2001) 『組織とエリートたちの犯罪』朝日新聞社。
- Rosoff, S.M. and Pontell, H.N., Tillman, R. (2014) *Profit Without Honor*, Pearson Education. (赤田実穂・川崎友巳・小西暁和訳『アメリカのホワイトカラー犯罪』成文堂, 2020年。).
- Scott, M.B. and Lyman, S.M. (1968) "Accounts," *American Sociological Review*, Vol.33, No.1, pp. 46-62.
- Sykes, G.M. and Matza, D. (1957) "Techniques of Neutralization," *American Sociological Review*, Vol.22, No.6, pp. 664-670.
- 宇野弘蔵 (1964) 『経済原論』岩波書店。

